



総行選第35号
平成28年4月28日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

投票所に入ることができる子供の範囲の拡大に関する質疑応答集について

第190回国会において成立をみた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第24号。以下「改正法」という。）により、投票所に入ることができる子供の範囲が拡大されるところですが、これに関し、執務上の参考とするため、別添のとおり「投票所に入ることができる子供の範囲の拡大に関する質疑応答集」を取りまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、その内容をご承知の上、貴都道府県内の市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、本通知の内容については、改正法の施行後における運用状況等を踏まえ、今後改定を行う場合があります。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

投票所に入ることができる子供の範囲の拡大に関する質疑応答集

《総論》

問1 投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。以下同じ。）に入ることができる子供の範囲を拡大する趣旨は何か。

答 選挙権年齢の18歳以上への引下げが実現し、また、各選挙を通じて若年層の投票率が低くなっている中、将来を担う子供たちにも、早い段階から社会の一員、主権者としての自覚を持ってもらうことが重要と考えられる。

その一環として、親などの選挙人が子供を投票所に連れて行くことについては、現実に投票している姿を子供に見せることができ、将来の有権者への有効な啓発につながるものと考えられる。

また、子供を投票所に連れて行くことが可能になることで、例えば、家庭で選挙や投票に関することが話題になったり、家族で出かけたついでに投票に行きやすくなるということも考えられる。

これらのことから、投票所の秩序が保持されることを前提に、投票所に入ることに ついてやむを得ない事情がなくとも、選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者）は、投票所への入場を認めることとしたものである。

各選挙管理委員会においては、こうした趣旨に鑑み、啓発活動等を通じ、投票所に入ることができる子供の範囲が拡大することについての周知に努めていただきたい。

問2 選挙人に同伴して投票所に入ることができる「子供」は18歳未満の者とされているが、個別に年齢確認を行う必要があるのか。

答 年齢満18年以上の者は投票所に入ることができる「子供」には含まれていないところ、一見して明らかに年齢満18年未満に見えない者でない限り、個別に年齢満18年未満であるかどうかを確認することは想定していない。これは、これらの者があくまで同伴者であって投票を行う者ではないこと、また、これらの者は自らの年齢を証明する書類を携帯していないことも多いと考えられ、詳細な年齢確認によって不要なトラブルを招いたり、選挙人を待たせることになるなど、円滑な投票の管理執行の妨げになるおそれがあるためである。

なお、一見して明らかに年齢満18年未満に見えない者については、当該者が受付の際に年齢満18年未満である旨申し出てきた場合には、当該者の年齢の確認のため、当該者に対し個人番号カードや健康保険証等の年齢を証明するものの提示を求めることが考えられ、その上で当該者の年齢が確認できなかったときは、投票管理者の判断により入場を認めないことも差し支えない。

問3 「子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、けん騒その他これらに類する状況から、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがある」とは、具体的にどのような状況か。

答 「混雑」については、例えば、同伴者の人数があまりに多い場合や、多数の選挙人が投票手続のために投票所の中に入場して投票所の中が混み合っており、当該子供を入場させると円滑な投票の管理執行が妨げられるおそれがある場合などに、子供の投票所への入場を断れることになるものと考えている。

この投票管理者の判断に当たっては、投票所の広さ、記載台ほか投票所内のレイアウトなどを勘案し、投票所が混雑するかどうか、また、それにより投票所の秩序を保持することができなくなるかどうかを判断することになる。

また、「けん騒」については、例えば、投票所への入場を待つ列において、子供が大声を出したり、同伴する選挙人から離れて走り回ったりしているにもかかわらず、同伴する選挙人が注意や制止をせず放置している場合など、投票所内の静穏が保持されないことが受付時の選挙人や子供の言動から明らかに予見される場合は、子供の投票所への入場を断れることになるものと考えている。

問4 「子供」を投票所に入場させるに当たり、円滑な投票の管理執行を確保するため投票管理者ができる工夫として、どのようなものが考えられるか。

答 外見上年齢満18年未満であるかどうか明らかでない者が選挙人に同伴されてきた場合には、選挙人と同伴者との区別がつきづらくなることも考えられることから、同伴者に投票用紙を誤って交付することや、同伴者が選挙人に代わって投票の記載をしたり、投函することを防ぐため、一見して同伴者とわかるように、例えば、選挙人との識別を図る専用の札などを同伴者に交付して投票所にいる間は身につけさせたり、投票する者しか入れないエリアを設定するなどの工夫をすることが考えられる。

問5 入場させた後、18歳以上であると判明した場合はどうするのか。

答 同伴者が投票所を出る前に、他の選挙人等から当該同伴者は年齢満18年以上である旨の指摘があった場合については、当該指摘の真偽を直ちに判断できないと考えられること、また、確認のため当該同伴者を呼び止めることでかえって投票所の秩序や静穏を乱すおそれがあることなどから、投票所の秩序等が保持される限り、当該同伴者に対する特段の対応は要しないと考えられる。

なお、当該年齢満18年以上の者がただ「入場」していたというだけでは選挙の効力に影響はないものと解される。

問6 入場させた後、子供が大声を上げたり騒いだりした場合はどうするのか。

答 投票所に入場した子供が大声を上げたり騒いだりすることで投票所の秩序を保持できなくなるおそれがある場合には、投票管理者は、まずは選挙人に対して注意を促し、又は同伴者に自ら注意し、その上で状況が改善しない場合には、公職選挙法第60条の規定により、投票管理者はこれを制止したり、投票所から退出させることができるものである。

問7 投票所において同伴者たる「子供」が従うべきルールはどのようなものか。

答 投票所は本来的には選挙人が投票をするために設けられているものであって、同伴者が単に見学するための場所ではない。今回の投票所に入ることができる子供の範囲の拡大に当たっても、投票所において、厳粛な雰囲気のもと、選挙人が自由な意思によって投票できるよう、各人が一定のルールに従うことが適当である。

同伴者たる「子供」も、一般の選挙人と同様の投票所内のルールに従う必要があり、例えば、投票所内で投票について選挙人と相談したり、大声で騒いだり、他の選挙人の投票をのぞき見たり、同伴する選挙人から離れて歩き回ったり、また、選挙人が既に退出しているにもかかわらず投票所に不必要にとどまるようなことがあってはならない。仮に同伴者がそのような行為をした場合には、投票管理者は、まずは選挙人に対して注意を促し、又は同伴者に自ら注意し、その上で状況が改善しない場合には、公職選挙法第60条の規定により、投票管理者はこれを制止したり、投票所から退出させることができるものである。

また、投票は選挙人が自ら自書し、投函しなければならないという公職選挙法の原則から言って、同伴者が選挙人に代わって投票用紙に候補者名等を記載したり、投票箱に記入済みの投票用紙を代わって投函することは認められないものである。

問8 問7のルールや対応については、選挙人及び「子供」にどのように周知すべきか。

答 各選挙管理委員会においては、問7の「子供」が従うべきルールやその趣旨について、広報誌やホームページ、投票所入場券等への記載、また、投票所の入口に留意事項を記載した紙を掲示しておくなどの方法により、選挙人及び同伴者の双方にあらかじめ周知いただきたい。

《各論》

問 9 選挙人が、体が大きい子供など、外見上 18 歳未満であるかどうかが明らかでない者を連れてきた場合、どのように対応すればよいか。

答 (問 2) で述べたとおり、同伴者が一見して明らかに年齢満 18 年未満に見えない者でない限り、年齢確認を行うことは要しないものであるが、個別具体の状況に即して必要がある場合に、公職選挙法の規定を説明の上、年齢確認を行うことを妨げるものではない。

問 10 選挙人たる高校生が年齢満 18 年未満の友人を連れてきた場合、どのように対応すればよいか。

答 当該友人が年齢満 18 年未満であって、入場することにより投票所の秩序を保持できなくなるおそれがない限りは、特段法の規定に抵触するものではなく、選挙人とともに投票所に入ることができる。

ただし、高校生が複数の友人と連れだって来る場合や、同伴者の人数があまりに多い場合等には、投票管理者の判断で、混雑、けん騒や他の選挙人の投票に心理的な圧迫が加えられること等により、投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあるものとして、投票所への入場を断ることができるものと解される。

なお、当該友人が一見して明らかに年齢満 18 年未満に見えず、受付の際に年齢満 18 年未満である旨申し出てきた場合には、公職選挙法の規定を説明の上、年齢を確認することが適当である。

問 11 選挙人たる教師が社会科見学として学校の児童生徒を引率したいと申し出た場合、どのように対応すればよいか。

答 当該社会科見学の具体の態様にもよるものではあるが、教師が社会科見学としてとりわけ大人数の児童生徒を引率してくる場合には、混雑、けん騒等により投票所の秩序を保持できなくなるおそれがあり、十分注意する必要がある。ただし、十分なスペースがあったり、選挙人の動線と区分された場所が確保できる投票所については、投票所の秩序保持に配慮しつつ、社会科見学を認めることも差し支えない。

問 1 2 投票所を設けた施設が狭隘であることを理由に、全ての同伴入場を断ることができるか。

答 投票所が極めて狭隘である場合等、選挙人の同伴する子供が投票所に入ることにより生ずる混雑、けん騒その他これらに類する状況から投票所の秩序を保持することができなくなるおそれがあるものとして、結果として、幼児などを除き全ての同伴入場を断ることもやむを得ない場合もあるものと解されるが、今回の改正の趣旨に鑑み、なるべくそのような取扱いは避けるよう工夫をお願いしたい。